

議題（1）規約・規程の改正について

1. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

（1）改正理由

本市役職変更及び大阪高速鉄道株式会社の社名変更に伴い、本規約を改正するものである。

（2）改正内容（参考資料①）

第5条第4項に基づく別表中、「箕面市 教育次長兼子ども未来創造局長」を「箕面市教育委員会 副教育長兼子ども未来創造局長」に、「大阪高速鉄道株式会社の代表」を「大阪モノレール株式会社の代表」に改める。

（3）新旧対照表

旧		新	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
区分	委 員	区分	委 員
第5条 第1項 第1号	箕面市 副市長（市長が指名する副市長）	第5条 第1項 第1号	箕面市 副市長（市長が指名する副市長）
	箕面市 市政統括監		箕面市 市政統括監
	箕面市 地域創造部長		箕面市 地域創造部長
	箕面市 健康福祉部長		箕面市 健康福祉部長
	箕面市 教育次長兼子ども未来創造局長		箕面市教育委員会 副教育長兼子ども未来創造局長
略	略	略	略
第5条 第1項 第3号	阪急電鉄株式会社の代表	第5条 第1項 第3号	阪急電鉄株式会社の代表
	北大阪急行電鉄株式会社の代表		北大阪急行電鉄株式会社の代表
	阪急バス株式会社の代表		阪急バス株式会社の代表
	大阪タクシー協会の代表		大阪タクシー協会の代表
	阪急バス労働組合の代表		阪急バス労働組合の代表
	大阪高速鉄道株式会社の代表		大阪モノレール株式会社の代表
略	略	略	略

2. 箕面市地域公共交通活性化協議会分科会規程の改正（案）

（1）改正理由

大阪高速鉄道株式会社の社名変更に伴い、本規程を改正するものである。

（2）改正内容（参考資料②）

第3条に基づく別表中、「大阪高速鉄道株式会社の代表」を「大阪モノレール株式会社の代表」に改める。

（3）新旧対照表

旧		新	
別表（第3条関係） （路線バス網再編検討分科会）		別表（第3条関係） （路線バス網再編検討分科会）	
	構 成 員		構 成 員
1～4	略	1～4	略
5	大阪高速鉄道株式会社	5	大阪モノレール株式会社
6～15	略	6～15	略
（オレンジゆずるバス検討分科会） （専門部会） 略		（オレンジゆずるバス検討分科会） （専門部会） 略	
（市民部会） 略		（市民部会） 略	